

R3. 10. 26 令和 3 年度第 2 回食の安全・安心推進審議会
薬務衛生課

高知県農業協同組合食品衛生法違反等について

1 概要

高知県農業協同組合いはく 営農経済センター れいはくゆず加工場(以下「工場」という。)において食品表示法及び食品衛生法違反の事例が発生し、協同組合指導課が高知県農業協同組合コンプライアンス担当部署から連絡を受けた高知県農業協同組合中央会より報告を受けた。

工場を管轄する中央東保健所においては、報告書の提出要請、自主回収の勧奨、文書指導等を実施し、令和 3 年 7 月 30 日付けで、高知県農業協同組合から始末書及び改善計画書の提出があった。

2 探知

令和 3 年 5 月 25 日、協同組合指導課から農産物マーケティング戦略課に対し食品表示法に関する疑義の報告があった。薬務衛生課は、翌 26 日に農産物マーケティング戦略課から情報回付を受け、同日中央東保健所に対し指導を依頼した。

3 対象商品及び違反内容

(1) すし酢外 3 商品

- …原材料の賞味期限切れ
 - ・増粘剤や酵母エキス等 6 つの原材料が賞味期限切れ

(2) わんぱくゆずジュース 外 3 商品

- …使用原水の規格違反
 - ・自社での定期水質検査結果 塩素酸 0.69mg/L
(清涼飲料水の製造基準: 塩素酸 0.6mg/L 以下)

* 塩素酸とは

- ・浄水過程で消毒剤として使用される二酸化塩素及び次亜塩素酸ナトリウムの分解生成物
- ・健康影響としては、発ガン性に関する知見は十分ではないものの、赤血球細胞への酸化ダメージ(ヘモグロビン、赤血球数の減少など)が考えられている

(3) ぜんまいの水煮

- …賞味期限の誤表示
 - ・本来は 2021 年 1 月 9 日が期限であるところを 2021 年 7 月 9 日と印字